

平成 21 年度

包括外部監査の結果及び意見の概要

八尾市包括外部監査人

公認会計士 坂井俊介

包括外部監査の結果及び意見の概要

《 目 次 》

第 1 章 包括外部監査の概要	2
I. 包括外部監査の種類.....	2
II. 選定した特定の事件（テーマ）.....	2
III. 包括外部監査の対象となった部署.....	2
IV. 包括外部監査の対象期間.....	2
V. 事件（テーマ）を選定した理由.....	2
VI. 包括外部監査の方法.....	3
VII. 包括外部監査の実施期間.....	4
第 2 章 包括外部監査の結果及び意見の概要	5
1. 契約の種類.....	5
2. 契約事務の流れ.....	8
3. 委託契約・工事請負契約の締結状況.....	13
4. 結果及び意見.....	18
第 3 章 総 括	37

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

III. 包括外部監査の対象となった部署

- ・総務部 契約検査課・市政情報課 情報システム室
- ・財政部 資産税課
- ・人権文化ふれあい部 自治推進課
- ・健康福祉部 保健推進課
- ・こども未来部 こども政策課・こども家庭課
- ・経済環境部 環境施設課
- ・建築都市部 住宅整備課
- ・土木部 下水道建設課・みどり課
- ・教育委員会学校教育部 学務給食課
- ・教育委員会生涯学習部 生涯学習スポーツ課

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 20 年度における執行事務（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じて過年度及び平成 21 年度の一部についても監査対象としている。

V. 事件（テーマ）を選定した理由

地方自治体の財政健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布された。これにより平成19年度決算から、財政の健全性を判断するために設けられた健全化判断比率と資金不足比率の公表が義務付けられている。

八尾市の平成19年度決算に基づくこれらの比率は、いずれも基準をクリアしており、指標面からは概ね健全であるといえる。しかし、一般会計における収支差額を補う財政調整基金及び公共公益施設整備基金は、合計で平成19年度期首105億円から期末88億円へと大きく減少し、平成20年度決算においても10億円以上の取り崩しが見込まれており、現在の健全化比率を将来に亘って安定的に維持できる保証はない。

今後、より健全な財政運営を行うためには、歳出面の改善が大きな課題となっており、市は平成20年2月に「八尾市行財政改革プログラム」を策定し、「税金を1円たりとも無駄にしない」、「最小の経費で最大の効果を挙げる」姿勢で取り組んでいる。

このような財政状況のなか、平成19年度決算における市の委託料は約82億円（うち随意契約57億円）、工事請負費は約75億円（同18億円）であり、両者を合わせ、一般会計及び特別会計の平成19年度歳出額合計1,703億円の9%以上を占めている。「八尾市行財政改革プログラム」の具体的な取り組みを示した「行財政改革アクションプログラム」においても、積極的に外部委託を推進、事業費削減、人件費削減、事務改善及びサービス改善を図ることとしており、また、入札情報、随意契約の内容等の電子開示等を行ない、委託契約及び工事請負契約の改革を推進しているところである。しかし、随意契約をめぐるのは、全国的に地方自治体の決裁システムの欠陥をついた事件が継続的に発生しており、外郭団体の監理を含めコンプライアンスの強化、内部統制の強化が社会的に要請されているところである。

市における委託契約及び工事請負契約の改革の方向性と機軸を合わせ、現状の契約管理が真に有効かつ効率的に機能し、不正防止の観点から適正に手続がなされているかについて検討することが重要な課題と考え、今回の外部監査テーマに選定した。

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査の着眼点

(1) 適法性・合规性の観点

委託・工事請負契約の契約事務は法令規則に沿って適切に行われているか
契約相手の選定方法は公正性かつ透明性をもって行われているか

(2) 経済性・効率性の観点

委託・工事請負契約にかかる予定価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
仕様は適切に設定されているか

(3) 有効性の観点

委託・工事請負契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか
委託・工事請負契約が、市民サービスの向上につながっているか

(4) 評価の観点

委託・工事請負契約について、コストの管理は適切に実施されているか

契約締結以降、契約の履行状況確認は、適切に実施されているか

委託・工事請負契約等事業の見直しを毎年度実施しているか

2. 主な監査手続

前項の監査の着眼点に基づき、関係者への質問、関係書類、帳票類等の閲覧、突合等を実施し、その実態を調査・検討する。

VII. 包括外部監査の実施期間

自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 1 月 28 日

第2章 包括外部監査の結果及び意見の概要

1. 契約の種類

(1) 一般競争入札

(i) 契約方法

入札に関する公告をし、入札への参加を希望する不特定多数で競争を行い、最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。一般競争入札は最も公平な業者選定方法であり、地方自治法では一般競争入札によって業者を選定することが原則となっている。

(1) 長所

- ・参加者が広く公募されており、多くの者が平等な条件で参加することができるため、公平性が確保されやすい
- ・最も低廉な価格を提示した者と契約を締結できるため、経済性の観点から優れている

(2) 短所

- ・応募者が価格を下げることを追求するあまり、工事及び委託業務の品質確保ができなくなるというおそれがある
- ・業績が悪く、工事及び委託業務の遂行に支障をきたす業者が選定されるおそれがある
- ・一定の公告期間を要するなど、臨機応変の対応が難しい
- ・随意契約や指名競争入札に比して、入札事務に時間がかかり事務経費の上昇を招く

(2) 指名競争入札

(i) 契約方法

特定多数の入札参加資格者の中から、資力、信用その他について適当と認める者を選考・指名して、その者で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提供した者との間で契約を締結する方法である。地方自治法施行令第167条において、指名競争入札を適用できる場合を下記のとおり定めている。

- ア. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- イ. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- ウ. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

〈1〉長所

- ・入札により競争の原理が働くので、一般競争入札と同様、経済性を追求できる
- ・一定の参加資格を有するものだけが入札に参加するため、不信用、不誠実な業者を排除でき、品質を担保することができる
- ・一般競争入札に比して、事務処理手続が簡便である

〈2〉短所

- ・参加者が固定されやすく、相互に懇意になることで、談合の温床になるおそれがある
- ・入札参加者の範囲が限定されるため、参加機会が公平でないといえる

（3）随意契約

（i）契約方法

地方公共団体が、契約の相手方を選定するとき、競争入札の方法によることなく特定の者を選考し、契約を締結する方法である。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号において、随意契約を適用できる場合を下記のとおり定めている。

- ア. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

なお、八尾市財務規則第116条において、下表の金額の範囲で随意契約が行えることとしている。

契約の種類	金額の範囲
（1）工事又は製造の請負	1,300,000 円
（2）財産の買入れ	800,000 円
（3）物件の借入れ	400,000 円
（4）財産の売払い	300,000 円
（5）物件の貸付け	300,000 円
（6）前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円

- イ. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ウ. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定

する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項 に規定する生活介護、同条第 14 項 に規定する就労移行支援又は同条第 15 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

エ. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

オ. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

カ. 競争入札に付することが不利と認められるとき。

キ. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

ク. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

ケ. 落札者が契約を締結しないとき。

〈1〉長所

- ・事務手続が簡易であるため、事務コストを抑えることができる
- ・資産基盤、信用、実績などの面から信頼できる業者を選定することができる

〈2〉短所

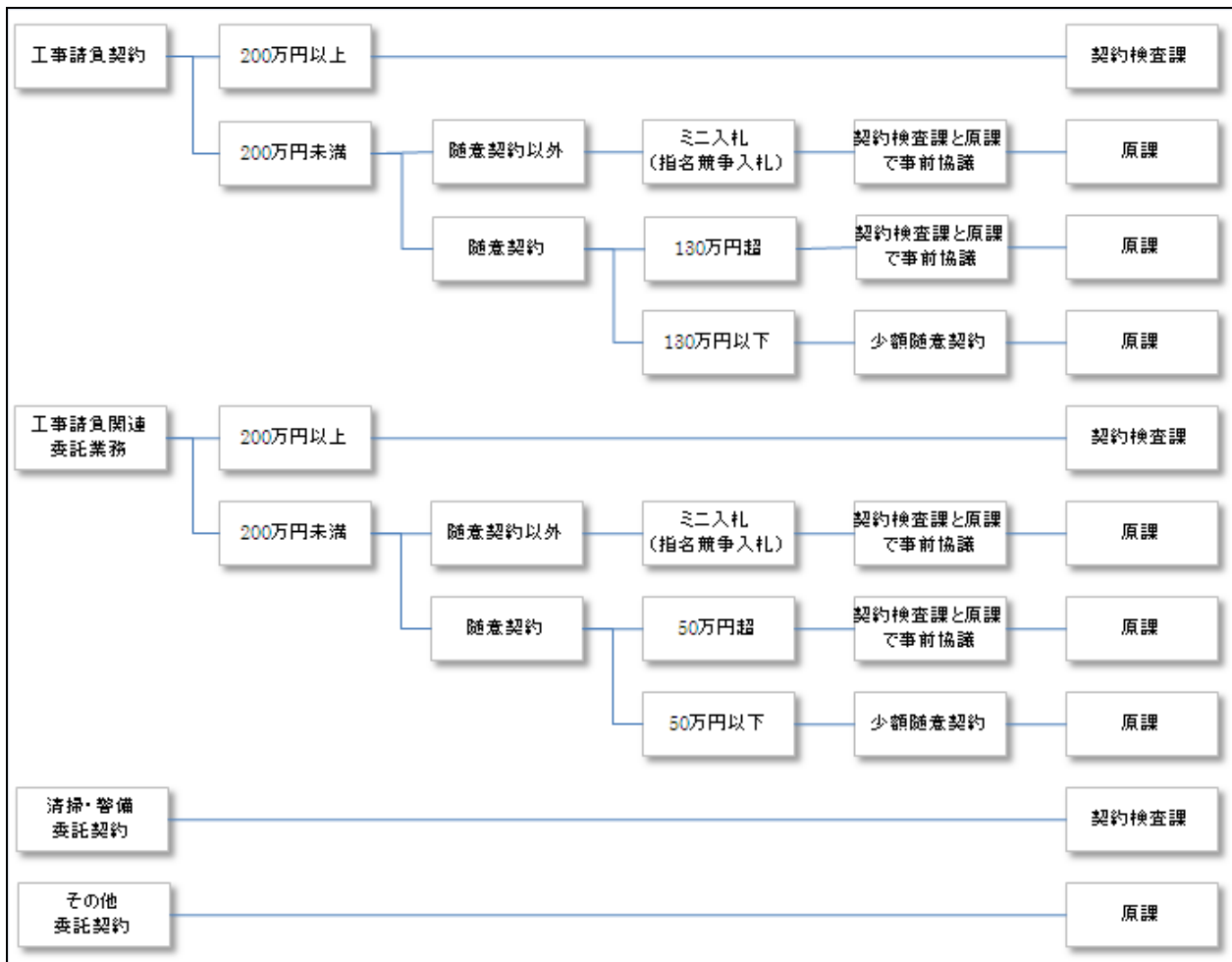
- ・契約相手方が固定されやすく、不正が起こる可能性が大きくなる
- ・競争の原理が働きにくく、不当に高い価格で契約が締結されるおそれがある

2. 契約事務の流れ

(1) 契約事務の管轄

八尾市事務分掌規則により、契約検査課は①工事請負契約及び工事請負関連委託業務の締結（200万円以上）②物品の購入及び検収③清掃及び警備業務に係る委託契約に関する契約を担当しており、その他の委託契約及び工事請負契約については各原課が担当している。なお、今回の監査の対象は委託契約及び工事請負契約であるため、物品購入契約については検討を省略する。

(契約事務の管轄)



以下では契約事務の流れについて説明する。なお、文中の番号とフローチャートの番号はそれぞれ対応している。

(2) 契約事務の流れ

契約にあたっては、まず①契約締結の伺書を起案し、市長又は専決者の決裁を受けなければならない。工事請負契約及び工事請負関連委託業務については、起工伺に設計書を、その他の委託契約については伺書に積算書を添付して起案することが求められている。

②契約締結に関する決裁がなされた後、起工伺・伺書において選択された契約方法の手続が行われる。地方自治法第 234 条によると、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、原則として一般競争入札によることとされているが、地方自治法施行令第 167 条に定める要件を満たす場合は指名競争入札、同第 167 条の 2 に定める要件を満たす場合は随意契約、同第 167 条の 3 に定める場合はせり売りによることができるものとされている。工事請負契約及び工事請負関連委託業務については、原則 500 万円以上について一般競争入札、500 万円未満について指名競争入札を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 で規定される随意契約の要件を満たすもののみ随意契約を行っている。

③契約方法が決定されると、それぞれの方法に従い手続が行われる。契約検査課所管の工事請負契約及び工事請負関連委託業務の一般競争入札の場合は、八尾市建設工事競争入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)により参加資格等の条件等を決定したうえで、公告を行い電子入札が行われ、指名競争入札についても審査委員会により業者選定がなされ入札が行われる。200 万円未満の工事請負契約及び工事請負関連委託業務の指名競争入札については、原課により指名業者が決定される。原課の行う指名競争入札を八尾市では「ミニ入札」といっている。また、原課が主管の随意契約のうち 130 万円超の工事請負契約及び 50 万円超の工事請負関連委託業務については契約検査課と原課で事前協議が必要である。

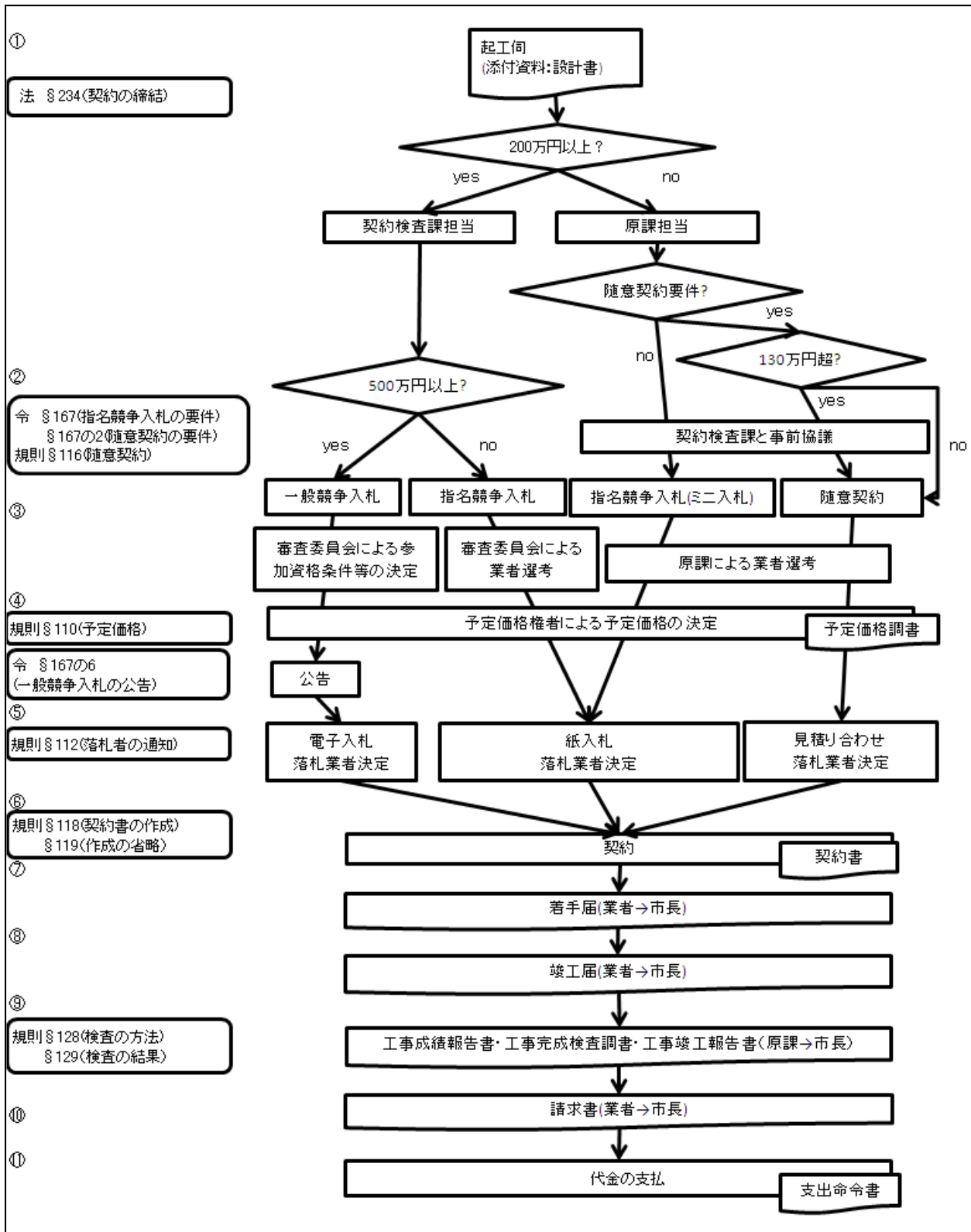
④契約業者の決定にあたり入札又は見積合わせを行うにあたっては予定価格を決定しなければならない(八尾市財務規則第 110 条、同第 116 条 2 項)。すべての業者の提示価格が予定価格を上回る場合は、入札は不調に終わり、再入札等の手続が必要となる。

⑤入札等の結果、落札者が決定すれば、業者に通知(同第 112 条)され、⑥契約が締結される(同第 118 条、第 119 条)

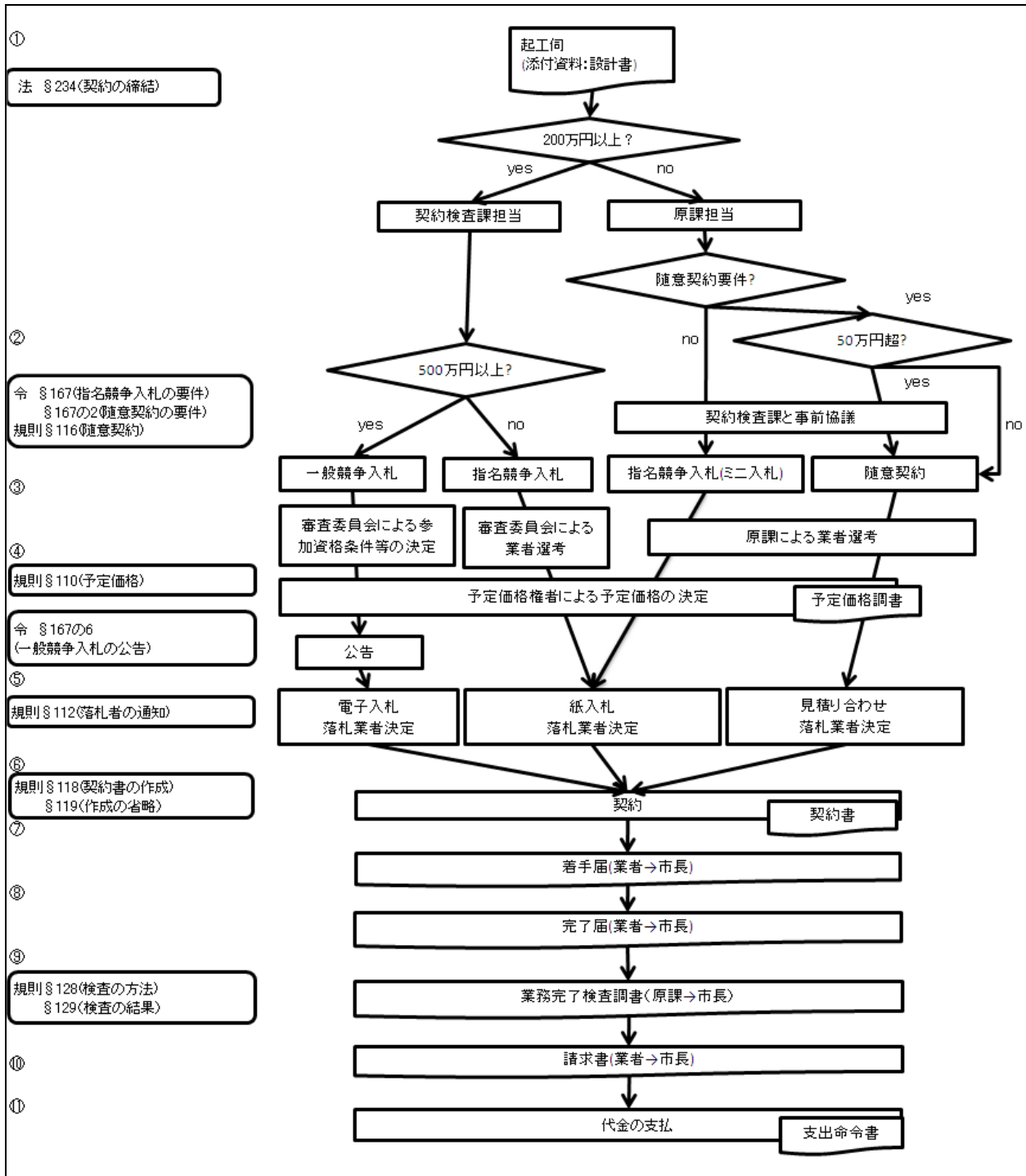
⑦契約が締結されると業者は着手届を提出し、⑧契約が履行されれば工事請負契約の場合は竣工届、委託契約の場合は完了届が業者から市に提出される。

⑨原課は検収をしたうえで、工事請負契約については工事成績報告書・工事完成検査調書・工事竣工報告書を、委託契約については業務完了検査調書を作成する。当該報告書等は⑩業者の請求書等とともに⑪支出命令書に添付し、支出に係る決裁を経て代金が支払われる。

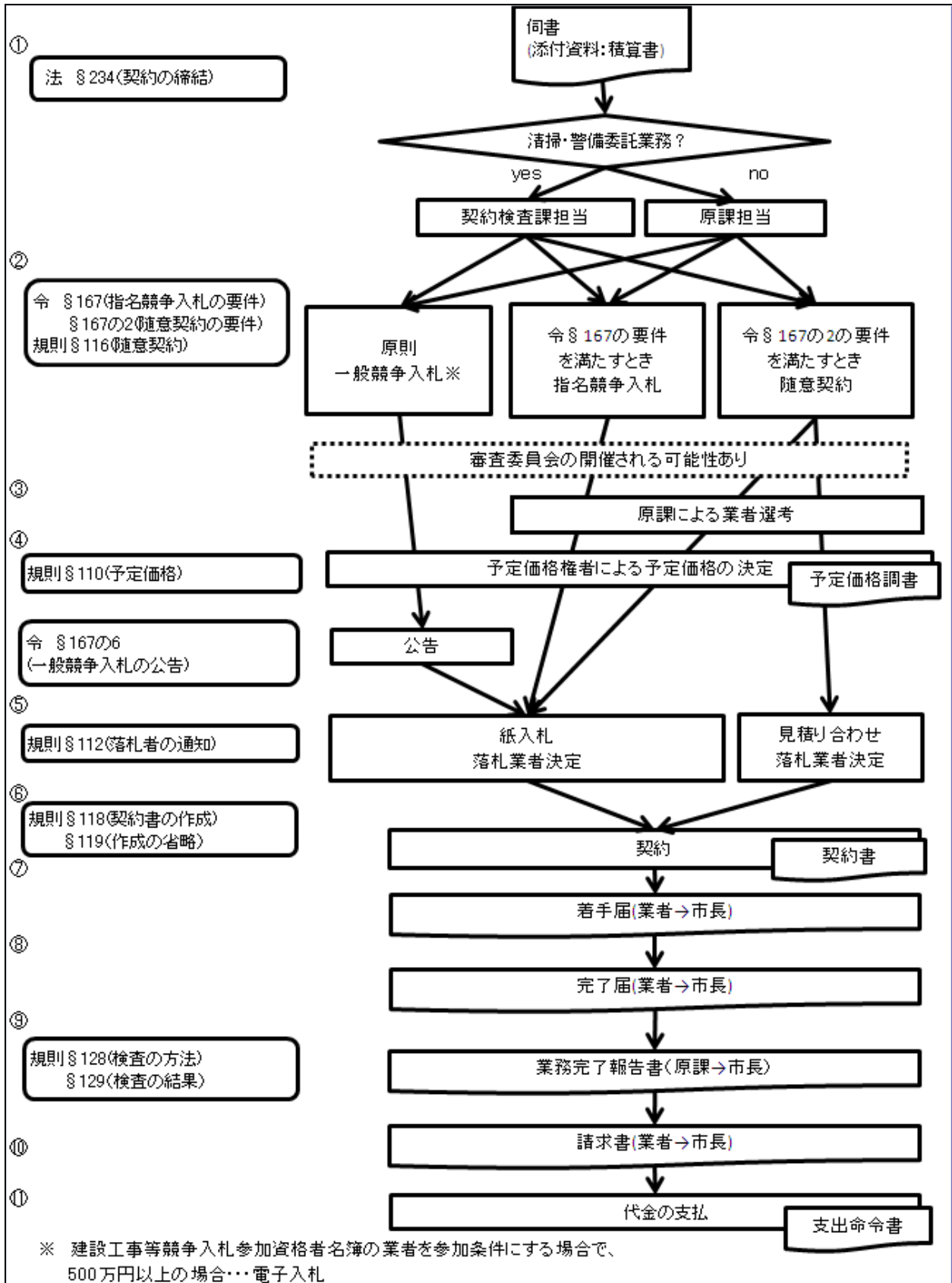
(工事請負契約に係る契約の流れ)



(工事請負関連委託業務に係る契約の流れ)



(その他委託契約に係る契約の流れ)



(略称、法：地方自治法、令：地方自治法施行令、規則：八尾市財務規則)

3. 委託契約・工事請負契約の締結状況

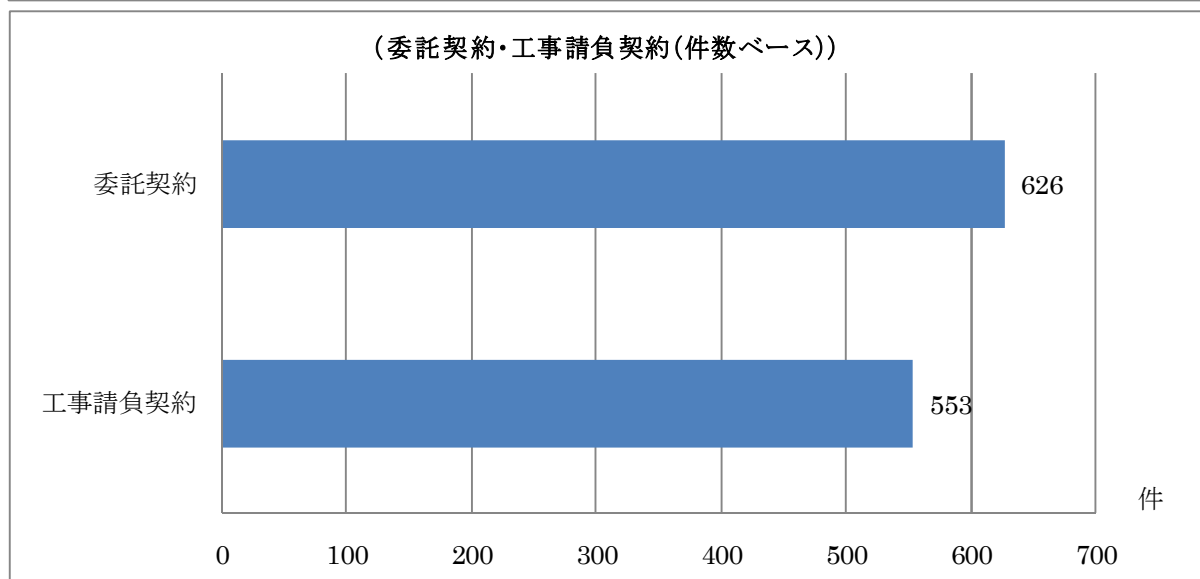
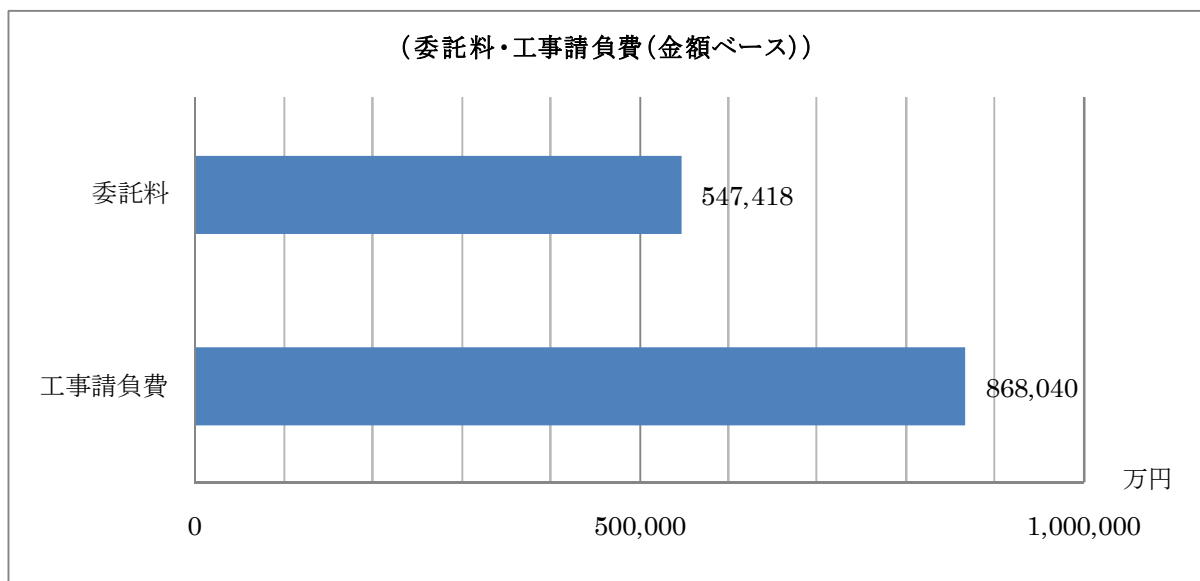
(1) 委託契約、工事請負契約の調査及び分析

市の委託契約・工事請負契約（契約額 100 万円以上）の状況を把握するため、各課に調査表を配布し、回収した調査表に基づき分析を行なった。但し、過去に複数年契約を締結したものについては除いている。

以下、委託料及び工事請負費として示す金額は、本調査において得られた契約金額を基礎として算出したものである。

(i) 委託料・工事請負費の状況

平成 20 年度における委託料・工事請負費の状況は以下の通りである。



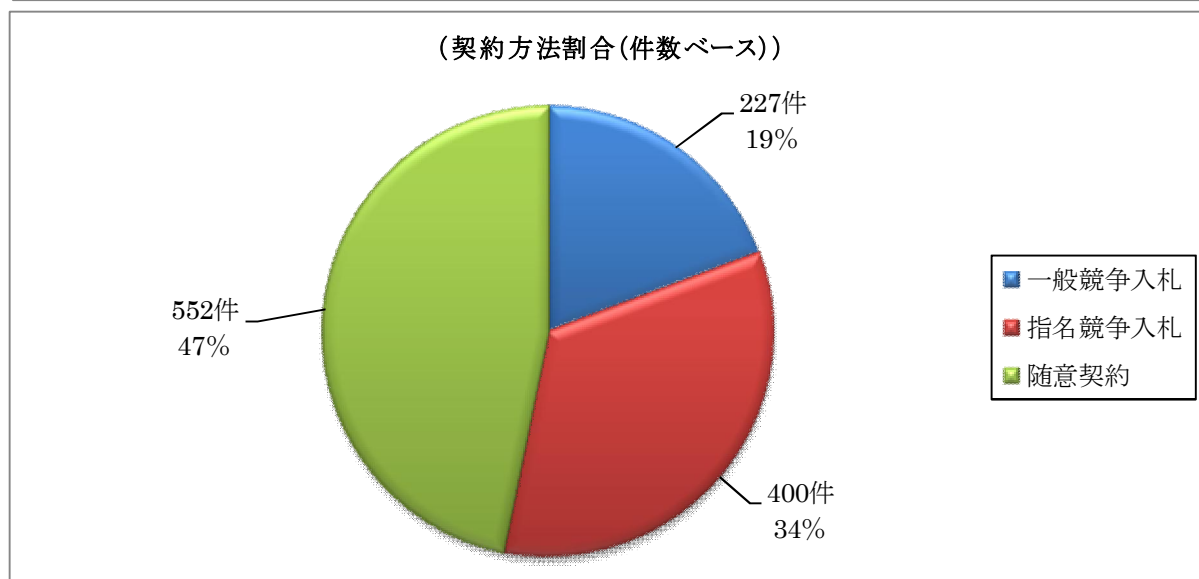
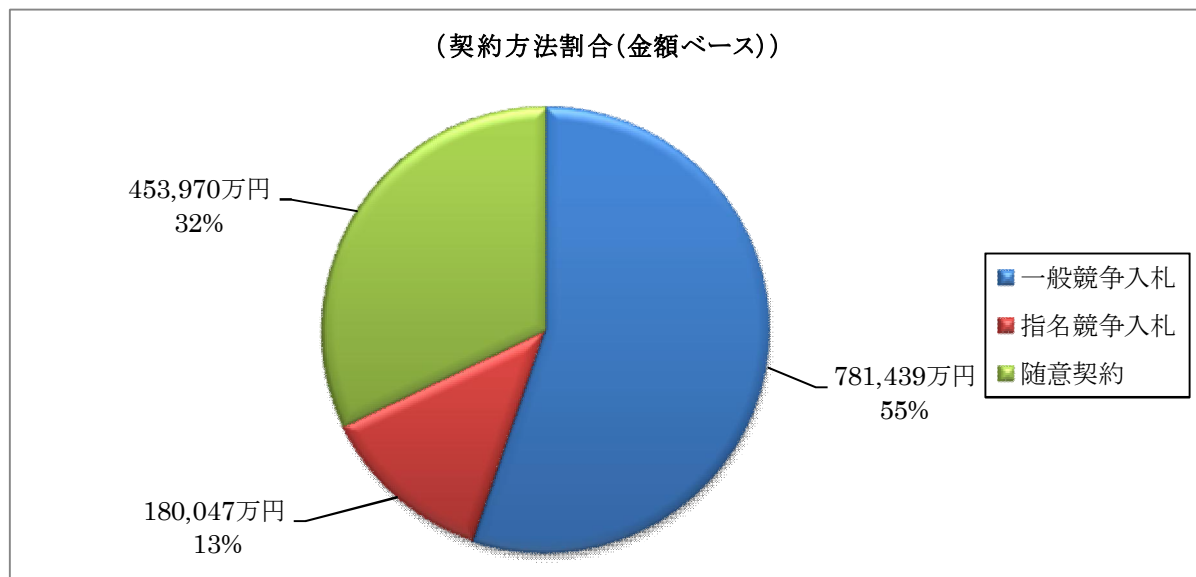
市における委託料は 54 億 7,418 万円である。工事請負費は 86 億 8,040 万円で、委託料と比較して契約金額が多い。件数ベースで比較すると、委託契約は 626 件、工事請負契約は 553

件となり、委託契約の方が工事請負契約より多い。

(ii) 契約方法の状況

契約方法を一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に分けて整理した。なお、プロポーザル方式による委託契約は、随意契約の一形態であるため随意契約に含めている。

平成 20 年度の委託契約・工事請負契約を合算した契約方法割合の金額ベース及び件数ベースの状況は以下の通りである。



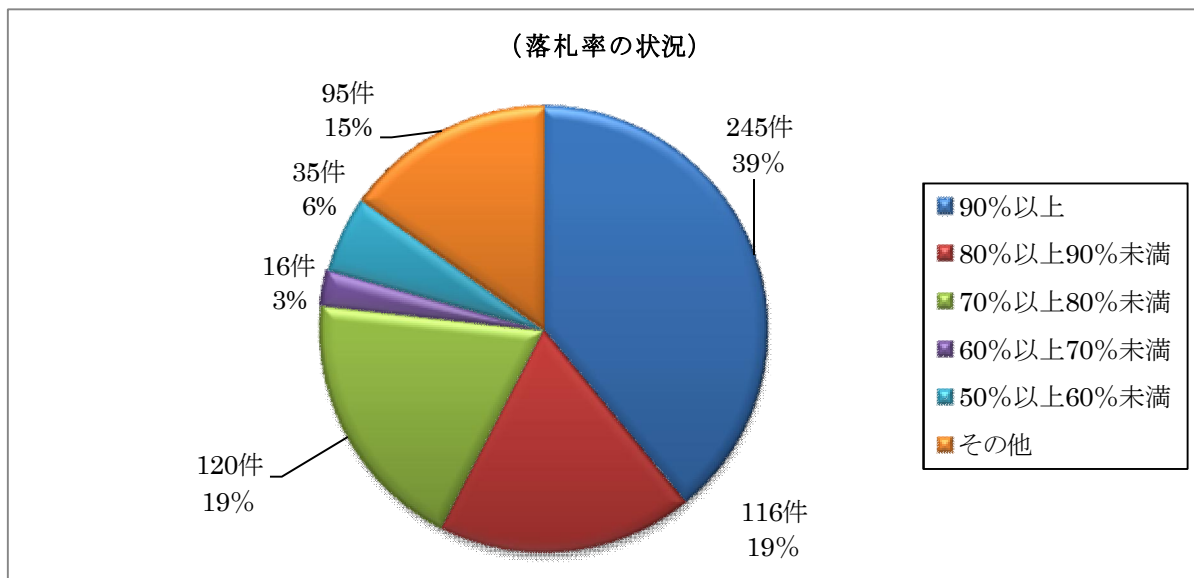
金額ベースでは一般競争入札による契約が 78 億 1,439 万円となり全契約金額 141 億円のうち 55%を占める。件数ベースでは随意契約による契約が 552 件となり全契約数 1,179 件のうち 47%を占める。

金額ベースでは一般競争入札による契約の割合が多いが、件数ベースでは随意契約が占める割合が多い。

(iii) 落札率の状況

一般競争入札及び指名競争入札の落札率の状況について整理した。落札率は、落札額を予定価額で除して求めている。

平成 20 年度における落札率の状況は以下の通りである。

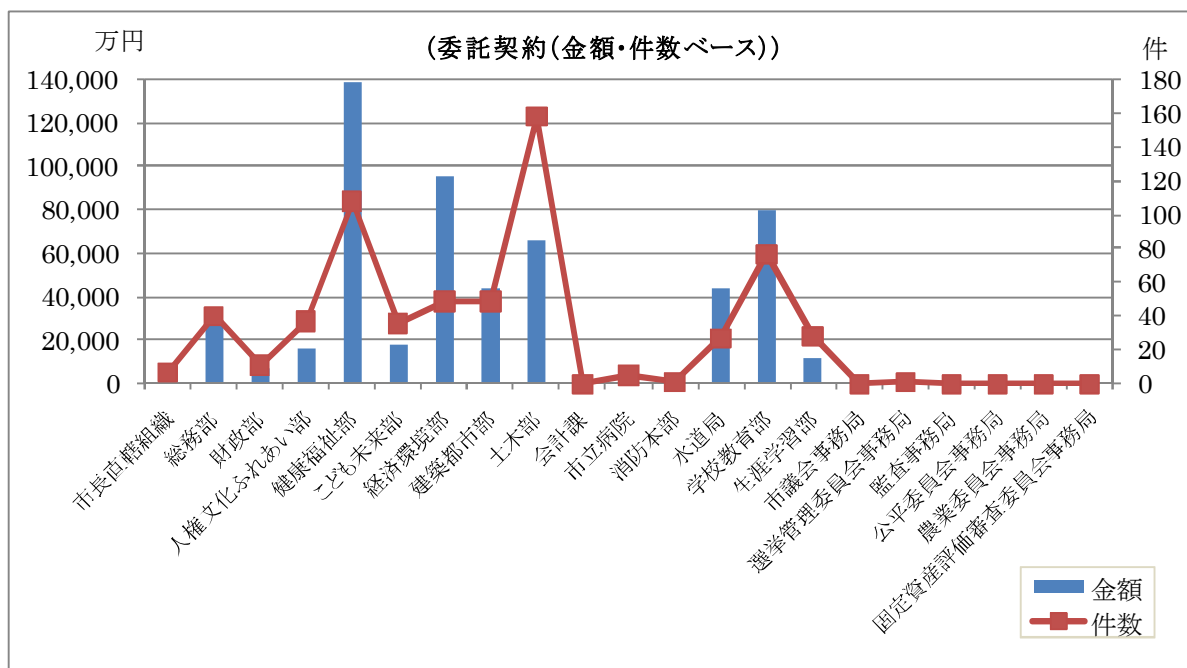


落札率が 90%以上のものが、245 件（39%）を占めている。245 件の内訳は、一般競争入札によるものが 37 件、指名競争入札によるものが 208 件である。その他に含まれているものは①予定価格が非公表であり落札率が不明なもの②単価契約に係る指名競争入札である。

(iv) 所管別の状況

(1) 委託契約の状況

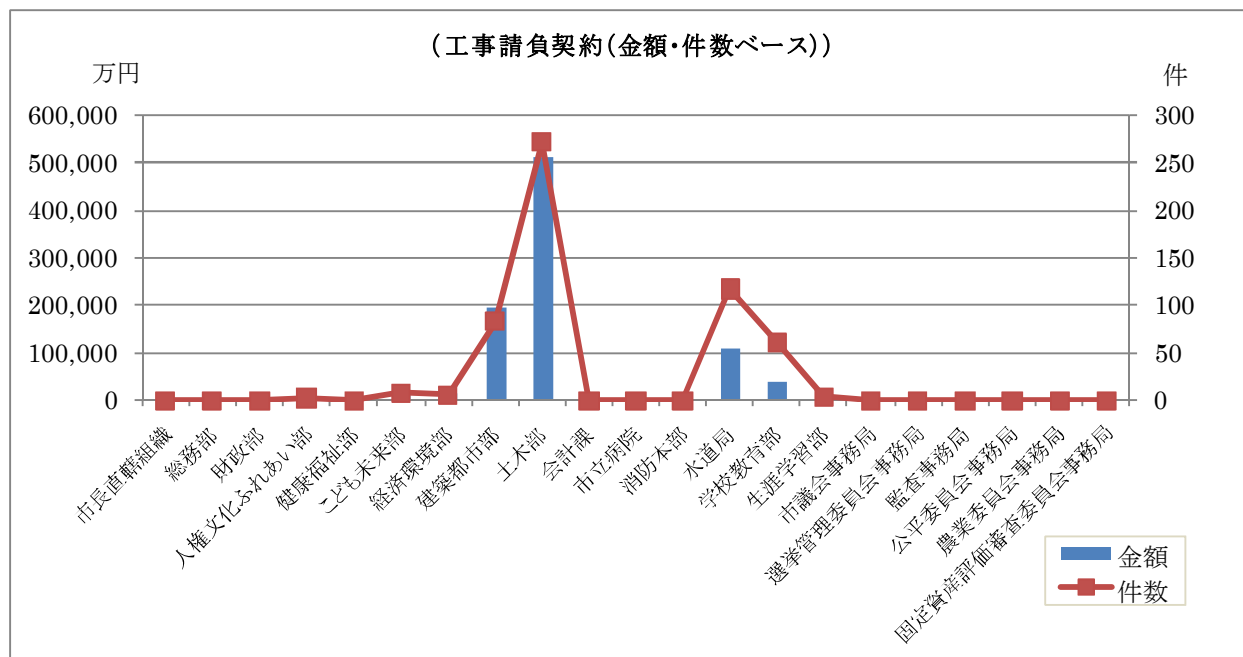
平成 20 年度における所管別委託契約の状況は以下の通りである。



健康福祉部の委託料は、13億8,344万円で最も多額である。一方、会計課、市議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局の業務委託はない。土木部の委託契約は156件で最も委託件数が多い。

〈2〉工事請負契約の状況

平成20年度における所管別工事請負契約は以下の通りである。



土木部の工事請負契約は50億9,432万円で一番多額の工事請負契約を行なっている。一方、市長直轄組織、総務部、財政部、健康福祉部、会計課、市立病院、消防本部、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局の工事請負契約はない。件数ベースにおいても、土木部は271件で一番多数の工事請負契約を行なっている。

土木部の工事請負費は、「平成20年度八尾排水区第21工区下水道工事」に係る工事請負費4億8,124万円をはじめとし、下水道建設に伴う工事請負費が合計47億円程あり、土木部の工事請負費の92%を占める。

(V) 所管課別委託料・工事請負費の状況及び監査対象課

契約額が 100 万円以上で平成 20 年度に発注された委託契約及び工事請負契約は以下の通りである。原則として、監査対象課は、各部に 1 課ずつ選定している。

(所管課別委託料・工事請負費の状況及び監査対象課)

所属部	委託契約		工事請負契約		監査対象課
	金額(万円)	件数(件)	金額(万円)	件数(件)	
市長直轄組織	2,415	7	0	0	—
総務部	27,044	40	0	0	市政情報課 契約検査課
財政部	6,346	11	0	0	資産税課
人権文化ふれあい部	15,659	35	567	3	自治推進課
健康福祉部	138,344	109	0	0	保健推進課
こども未来部	17,287	35	7,192	8	こども政策課 こども家庭課
経済環境部	94,938	50	13,302	6	環境施設課
建築都市部	42,706	48	192,424	83	住宅整備課
土木部	65,547	158	509,432	271	みどり課 下水道建設課
市立病院	1,556	5	0	0	—
消防本部	2,205	1	0	0	—
水道局	43,766	27	107,158	117	—
学校教育部	79,614	77	37,441	61	学務給食課
生涯学習部	9,827	22	524	4	生涯学習スポーツ課
選挙管理委員会事務局	164	1	0	0	—

(注) 会計課、市議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局での委託契約及び工事請負契約がないため、表中から除いている。

4. 結果及び意見

項目	内容	本文 ページ
契約事務全般		
契約情報の一元管理について (意見)	<p>契約情報の一元化が現状ではできていない。契約情報は、契約検査課は200万円以上の工事請負契約、工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務に関する情報を保管しそれ以外の情報は各所管部署が保有している。</p> <p>現状では、工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務については、契約検査課が入札執行を行っている。</p> <p>これでは複数の部局で行う同種の業務が、個別に発注されている可能性があり、非効率である。契約情報が分散している現状では、複数の部署の委託業務をとりまとめ一括発注することもできない。契約事務手続は各所管部署が担当したとしても、契約情報は一元把握することが必要であると考える。</p>	18
アセットマネジメントと長期継続契約について (意見)	<p>例えば情報機器をリースする際、導入初年度は一般競争入札で業者選定するが、以降の年度では、初年度に落札した業者との間で、そのまま年間保守につき毎年随意契約を締結することが行われている。</p> <p>本来、業者の選定は初年度の支出のみで判断するのではなく、その使用予測期間における使用料総額(リースアップ以降の支出を含む。)から保守・修繕費等付随費用を含めたライフサイクルコストを勘案して業者を選定し、コスト縮減が図られるべきである。現状では、アセットマネジメントができていないといえない。</p> <p>入札制度改革と歳出の定率削減の結果、委託料・工事請負費は年々減少しここ数年は最低制限価格での落札が目立つようになっている。このような状況下でこそ長期継続契約の締結が検討されるべきである。</p> <p>現行の制度下でも、以下の業務については、条例により長期継続契約の締結を可能としており長期継続契約により、契約事務手続の合理化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・警備業務 ・ 施設の維持管理に係る保守点検業務 	18

	<p>・ 業務用機器に関する賃貸借</p> <p>情報機器の保守については、八尾市長期継続契約に関する取扱要領の改定により長期継続契約が可能とすることも考えられる。</p>	
積算根拠のガイドラインについて（意見）	<p>所管・部署別監査の結果の節においても指摘しているが、一般競争入札や指名競争入札のため、各所管部署が作成するコスト積算額の根拠資料は、単価と数量（時間・工数）との関係が不明確なものが多くみられる。ここ数年、対前年比一定率削減の予算シーリングが行われた。このため、予算額がコスト積算額を大きく下回り、入札時に採用する予定価格が予算額となり、コスト積算を緻密に行う意義が薄れていることも一因と思われる。</p> <p>しかしながら、コストを正確に把握することは、適正額で発注する際の基礎的な業務である。また、コスト積算が大きく下回るにも関わらず、落札されているということは逆にいえば、積算方法自体が適切でない可能性もある。</p> <p>各所管課がそれぞれの様式でコスト積算するのではなく、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「建築保全業務共通仕様書」「建築保全業務積算基準」など客観的かつ検証可能な基準を参考としてガイドラインを作成し、基準を示すべきである。</p>	19
指名競争入札の入札参加資格者名簿の整備について（意見）	<p>契約額が一定金額以下の場合、各所管課が指名競争入札を行うが、この指名競争入札のための入札参加資格者の名簿が整備されていないところも見受けられ、指名競争入札の都度、入札参加資格者を選定することが必要になっている。</p> <p>入札事務を円滑に行うため入札参加資格者名簿を整備すべきである。</p>	19
低入札価格調査の導入について（意見）	<p>低入札価格調査の制度が導入されていない。工事請負契約及び工事請負関連委託業務では、一般競争入札及び指名競争入札の際、最低制限価格を事前公表している。請負額が2億2,000万円未満の土木一式工事の入札は、条件付一般競争入札とし『市内業者』に限定している。市内業者に限定することにより、八尾市内産業の存続・育成を図ることはできる。</p> <p>一方で、市内業者に限定しない一般競争入札の場合、特に市内業者育成の目的はない。にもかかわらず、最低制限価格での応札が集中し、くじ引きで選定を行うようなケースでは、事業費の削減機会を逸しているともいえる。また、このような状態が継続すれば業者の企画力・品質改善意欲も減退する。もし最低制限価格を設けず、</p>	19

	<p>低入札価格調査制度が導入されていたならば、事業費を削減できるだけでなく、業務品質を一定水準以上に確保できる業者を選定できる可能性がある。</p> <p>このような理由から、最低制限価格を通知しない他市事例もみられる。</p> <p>低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格を通知するか否か低入札価格調査制度を実施するか否かは、市内業者限定の条件付一般競争入札であるのかどうかで、メリハリをつけるべきである。</p>	
<p>総務部市政情報課</p>		
<p>IT システム最適化を推進するうえでの重要課題</p>		
<p>市政情報課情報システム室の役割について（意見）</p>	<p>情報システム関連支出は各部で発生し、年間のホストコンピューター関連支出は2億9,200万円、クライアントサーバー関連支出は5億1,900万円、庁内情報化推進経費は1億2,800万円、その他8,100万円（いずれも平成20年度実績）、合計10億2,000万円と市の財政支出全体に占める重要性も高い。特にホストコンピューターにおいては、当初情報システムの開発を受託した業者がプログラムの設計上のノウハウを独占しているため、委託側が同業他社とのコスト比較ができず、適正価格を精査することが困難な中で契約を継続せざるをえない。いわゆる、ベンダー・ロック・インに陥っていることが挙げられる。</p> <p>また、情報システム関連支出の妥当性の判断は、契約や予算面において積極的な関わりを持つべきである。</p> <p>たしかに、各課の所管とした方が、制度改正などシステム変更が必要な場合、必要な情報は各所管課がもつため弾力的に対応できるが、原課では情報システムに関する専門知識は通常はない。このため、既存のシステム業者の窓口の者に任せたほうが安全・確実であるというのが所管課の立場であると推察される。</p> <p>ただし、この場合でも市政情報課は専門部署として予算化から業者選定、契約締結、決算処理のプロセスに関与すべきではないかと考える。</p>	<p>24</p>

<p>定常業務に関する積算方法について（結果）</p>	<p>情報システムは、市政情報課所管システムに関わらず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委託を行うべきである。定常業務については、単価及び数量（工数）を明記したコスト積算書の標準様式を定め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを規定すべきである。</p> <p>現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なるうえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載されているのみというケースが非常に多い。単価、作業工数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基礎的な業務が十分にできていない。</p>	<p>24</p>
<p>情報システム専門家の登用について（意見）</p>	<p>ベンダーロックインを回避する上で外部有識者の参画するCIO制度は有効といえる。しかしながら、CIOに回付される肝心の判断材料が不十分では効果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適切な判断をくだすことはできないのである。外部CIO補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやすい様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者より内訳説明資料の提出を求めることが有効であると考ええる。</p> <p>契約関係の伺いは、日常回付されるものであるから、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシステム検査官として登用し、システム関連支出の決裁は必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例えば、常勤者を求める場合、予算要求以前の原課との折衝～予算要求における見積りの内容の査定～発注仕様書策定～選定～契約条件チェックのほか、納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約以外の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。</p> <p>情報システムの新規導入から順次、専門家が関与することも有効と考える。</p>	<p>25</p>

業務マニュアルの整備		
業務マニュアルの整備について（結果）	<p>市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力（パンチャー）業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。</p> <p>随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるといふ事情がある。</p> <p>すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。</p> <p>契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会（パンチャー能力基準）など指標を参考にすべきである。</p> <p>情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。</p>	26
情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成		
情報システムに関連するノウハウの蓄積と人材育成について（意見）	<p>庁内の人事ローテーションは、毎年の人事異動の基本方針で示されているが、現在、課長級以上や新規採用を除き5年で異動というルールで運用されている。しかし、一般的な人事ローテーションでは、情報システム担当課のようなゼネラリストよりスペシャリストとしての知識・経験が必要とされる部署については、人材育成が難しいのではないかと。</p> <p>すなわち、情報システムの最適化やITシステム最適化を推進する上での重要課題で述べた施策を実現する前提となるのが、市政情報課におけるシステム開発・設計に係るノウハウ蓄積と人材の育成にあるといえる。今後基幹システムについて、汎用機をオープン化し、汎用性を高め低コスト化を図ることも目指しているとのことである。</p> <p>大阪府では情報システム関連部署の異動を10年としスペシャリストの育成を図る事例もある。八尾市のIT関連の人材育成においても、このような方針の検討を行い、専門分野的要素が強くなる場</p>	27

	合は7年程度を標準とするなど、人事ローテーションへの一定の配慮が必要ではないかと考えられる。	
情報システム年間保守費		
情報システム年間保守費の縮減可能性について (意見)	<p>基幹システムの年間保守費用は、一般に高額である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年随意契約を締結し、積算根拠が不明確で市側の検証も十分でない。基幹システムが、市販パッケージをカスタマイズしたものなのか、市が仕様発注したものなのかで今後の適切な対応が異なる。</p> <p>〈1〉新たに開発したシステムの場合</p> <p>開発費用だけでなく、システム導入後の保守費用を含めて契約業者を選定し、システムの発注段階においてシステムに組み込まれる機能・性能を明確にした仕様発注をし、将来的に業者変更が可能なように配慮することが考えられる。</p> <p>〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合</p> <p>パッケージソフトそのものの著作権はベンダーにあるものの、契約如何によってアドオン（個別のニーズに合わせた仕様追加）部分は市の著作権としての取り扱いになっている場合がある。その他、他のベンダーが契約上、一切保守できない仕様なのか確認すべきである。広く知られたパッケージソフトであれば、運用・保守できる業者は多数にのぼり、代替業者の選定が可能な場合もある。</p> <p>〈3〉上記両者に共通する事項</p> <p>保守契約先の変更が不可能な場合であっても、現行業務と比較して下記の事項が過大になっていないか検討する余地がある。</p> <p>ア) ライセンス数</p> <p>イ) 保守対応時間帯（ハード、パッケージ、その他）</p> <p>ウ) 保守サービス内容</p> <p>エ) 業者保守体制（人数・工数など）</p> <p>暫定措置として外部専門業者を介在させることにより、システム仕様の整備状況をチェックさせ、改善要望を発案させ大幅なコスト縮減に成功した事例もある。</p> <p>以上のように、市の基幹システム保守費の縮減可能性につき検討すべきと考える。</p>	28

契約別監査の結果		
インターネットサーバ運用サポート業務委託契約（表中 2）について（結果）	<p>Q&A サポート業務については、当初年間 60 回程を想定した契約であった。しかし、昨年度の実績は 7 回のみである。過大な要求となっていないかどうか、サービスレベル保証と契約額の妥当性を検討すべきと考える。</p>	35
パソコンサポート業務委託契約（表中 4）について（意見）	<p>積算段階において項目ごとに細分化した見積を入手しておらず、積算方法が不明確である。</p> <p>作業ごとに細分化した見積りを取り単価の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>なお、平成 21 年度、情報システム室が契約・業務内容を見直し入札により業者選定を行い委託している。これにより、週 3 人日の契約から週 5 人日の契約に変更となり業務内容が充実した。委託費用も 38 万円/月となり、随意契約時の 59 万円/月に比べ大幅に減少している。このような実績があるため、当該契約に限らず契約更新時に、随意契約事由を精査し契約の適正性を検討すべきである。</p>	35
住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託契約（表中 11）について（結果）	<p>実績チェックの方法が適切になされていない点が散見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けているが、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。</p>	36
グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約（表中 7、9）について（結果）	<p>単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次のシステム更新時の要求仕様に反映すべきである。</p>	36

財政部資産税課		
契約別監査の結果		
H21 年度向け固定資産税システム評価替え対応業務委託契約、平成 20 年度固定資産（土地）評価システム業務委託契約（表中 1、5）について（意見）	<p>八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。</p> <p>しかし、1 及び 5 の契約に関しては、いずれもシステムに関係する業務委託であり、システムに精通している業者との間での契約を必要とし、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難であるとして、入手していない。</p> <p>しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくても、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当性の検討を行うべきである。</p>	40
人権文化ふれあい部自治推進課		
契約別監査の結果		
市立山本コミュニティセンター機械式駐車装置保守点検業務委託契約（表中 3）について（結果）	<p>当該契約は年 8 回の立駐装置保守点検業務及び年 2 回の管制・料金システム保守業務であるが、管制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告書を入手していなかった。契約内容の履行を確認するため、点検報告書を入手すべきである。</p> <p>また、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証されていない。業者の見積提示額で契約を締結するのであれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を当然検証すべきである。</p>	48
八尾市立山本コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター清掃等業務委託契約（表中 5,6）について（結果）	<p>業者の見積書を基に契約金額を決定している。当該金額は月額単価×契約金額で算定されている。しかし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、妥当性を検証していない。清掃業務に関しては人件費が主要な内容と考えられるので、一人当たり人件費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳書の入手を行う必要がある。</p>	49

<p>八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約（表中 7,8）について（結果）</p>	<p>作業の実績については契約書の定めに基づいてチェックされているが、過年度に契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意されているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。</p>	<p>49</p>
<p>八尾市民憲章の啓発活動及び事務業務委託契約（表中 10）について（意見）</p>	<p>委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみであり、妥当性が検証されていない。年度末において、契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努めるべきである。</p>	<p>49</p>
<p>平成 20 年度（前期分・後期分）市役所庁舎総合案内業務委託契約（表中 13）について（意見）</p>	<p>同じ業務内容を半年ごとに契約期間を分けて契約している。機構改革や契約方法の検討を適時に実施することを理由に挙げているが、合理的な理由とは言えない。年度契約にすべきである。</p>	<p>49</p>
<p>健康福祉部保健推進課</p>		
<p>契約別監査の結果</p>		
<p>子宮がん検診業務委託契約、大腸がん検診業務委託契約、乳がん検診業務委託契約（表中 2,3,4）について（意見）</p>	<p>大腸がん検診委託業務の随意契約理由は「八尾市内において実施する個別の大腸がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。</p> <p>大腸がん検診委託業務、乳がん検診委託業務の随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約としか記載されていない。特定の医療機関と直接契約することも可能である。</p> <p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。</p>	<p>62</p>

	<p>単価の積算については、過年度ベースで据え置かれている。事業開始にあたっては、診療単価等により合理的な単価が算出されていると思料するが、算出根拠の引き継ぎがなされていない。適時に単価の合理性の検証等の観点からは、算出根拠の引き継ぎが必要であると思料する。</p>	
<p>乳児一般健康診 査業務委託契約、 乳児後期健康診 査業務委託契約、 妊婦一般健康診 査業務委託契約 (表中 8,9,10) に ついて (意見)</p>	<p>随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とのみ記載されている。</p> <p>聞き取りの結果、随意契約とした理由は、当該事務につき対応できる専門知識を有する団体として医師会がある。当該事業を統括しているのが府であり、他の府下市町村においても同様に府医師会に委託されており、また府下の医療機関から広く医療機関を選択できることから、大阪府医師会に委託するものであるとの回答を得た。</p> <p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。</p>	62
<p>転送ベッド確保 業務委託契約 (表 中 11) について (意見)</p>	<p>随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とのみ記載されている。</p> <p>聞き取りの結果、理由として、休日急病診療所から転送する小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾市医師会をおいて他にないとの回答を得た。</p> <p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。</p> <p>また、日額単価の積算方法について、過年度の単価のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。</p> <p>事業開始当初においては、診療報酬単価表等により積み上げ計算されているものと思われるが、合理的な単価の検証等を行うため、算出根拠の引き継ぎが必要である。</p>	63
<p>乳がん検診(集団) 業務委託契約、結 核検診及び肺が ん検診業務委託 契約、住民健診業 務委託契約、大腸 がん検診(集団)業</p>	<p>見積金額の妥当性の検証ができていない。検診項目については、大阪府下の標準積算単価により把握できるため、見積金額の妥当性を把握した上で、契約更新の際、交渉に活用すべきである。</p>	63

<p>務委託契約（表中12,14,16,18)について（意見）</p>		
<p>システム年間保守費の積算根拠（表中22)について（意見）</p>	<p>健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。</p> <p>当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。</p>	<p>63</p>
<p>休日急病診療業務委託契約（表中23)について（意見）</p>	<p>委託契約額の積算方法について、過年度の委託額のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。委託額の妥当性の検証を行う必要がある。</p>	<p>63</p>
<p>生活機能評価業務委託契約（表中26)について（意見）</p>	<p>随意契約理由について、理由書には「個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。</p> <p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。</p> <p>単価の積算については、平成20年度の制度導入にあたっての府下統一価格として提示されたものを用いているとの回答を得たが、担当課において引き継ぎがなされていなかった。適時に単価の合理性の検証等をし、単価の算出根拠の引き継ぎが必要である。</p>	<p>64</p>

こども未来部こども政策課・こども家庭課

契約別監査の結果

<p>簡易保育施設幹 旋業務委託契約 (表中 2) につい て (意見)</p>	<p>当該事業は昭和 53 年度より表中の 3 施設に対し、委託している。 委託に当たっては、認定審査会における認定が必要であるが、昭和 63 年度以降は変更事項がないとのことで、開催されていない。 地理的要件及び事業の性質から競争に不適合であるとして、当該 3 施設と随意契約するものとしている。しかし、必ずしも当該 3 施設以外実施可能な業者が存在しないとは言えない。 もっとも実際には市は府と共同で毎年市内の施設を訪問しており、キャパシティ面・質の面も含めて当該 3 業者が適格な業者であることを確認している。随意契約理由の記載に当たっては、地理的条件のみを記載するのではなく、サービスの質の観点及びキャパシティの観点も含めて検討していることを記述することが望ましい。</p>	<p>73</p>
<p>八尾市子育て短期支援事業委託 契約(表中 6)につ いて(意見)</p>	<p>随意契約理由について、「適切な処遇が確保されており、他の施設では実施が困難である」とあるが、適切な処遇が確保されていることを随意契約理由にするならば、新規施設の参入の余地はないことになる。随意契約理由の明確化を図る観点から、当該事業は国庫補助事業であり、「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1(4)②)」という補助に当たっての施設要件に照らして適切な施設が他にないため等を明記すべきであると考え。</p>	<p>74</p>
<p>八尾市私立保育 所地域子育て支 援センター事業委 託契約(表中 7)に ついて(意見)</p>	<p>事業開始当初から継続的に当園と委託契約を締結していることが随契理由となっているが、理由にならない。 当園が最も適格性のある事業者かどうか明確でない。適格性チェックを毎年度実施し、随契理由を明確化する必要がある。</p>	<p>74</p>
<p>八尾市つどいの広 場事業委託契約 (表中 10~12)に ついて (意見)</p>	<p>収支決算報告書について、新規の委託先については領収書等の証憑類の提出を求めているが、人件費部分及び従来からの委託先に関しては証憑類の添付を求めているため、収支決算報告書の妥当性を検証できない。人件費及び物件費においてもすべての委託先から領収証の添付を求めるなどして、委託料の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>74</p>

<p>病児・病後児保育事業委託契約(表中 13)について(意見)</p>	<p>特にマリア保育園は立地条件が悪く、利用者が少ない。(年間延べ利用日数は、平成 19 年度 53 日、平成 20 年度 88 日)と月平均 4 名～6 名程度と極めて利用度が低い。</p> <p>平成 21 年から国から市へ補助金が定額から利用者数に応じた交付に変更されている。総価契約ではなく、単価契約が馴染むのではないかと考える。</p> <p>国の病児・病後児保育実施要綱に基づき、配置人員が定められ、その配置等に従い補助金交付要綱に基づく補助基本額が決められるため委託額は市にとって明らかである。だとすれば、効率性・経済性・有効性の観点から事業の存廃を検討すべきである。</p>	<p>74</p>
<p>やおファミリー・サポート・センター事業運営業務委託契約(表中 14)について(意見)</p>	<p>当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート業務自体は社会福祉協議会以外の NPO 団体等でも行う余地がある。平成 21 年 3 月末時点で 1,091 名の会員が存在し、7,590 件のコーディネート件数に対応できるキャパシティ・ネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会をおいて他にない旨記載するなど、随意契約理由の明確化をはかるべきである。</p>	<p>74</p>
<p>経済環境部環境施設課</p>		
<p>契約別監査の結果</p>		
<p>委託契約全般について(意見)</p>	<p>予算の積算について、業者の見積書や過去の実績を参考に予算を積算している契約が多かった。また、表中 25 の契約に関しては、予算の積算根拠自体が不明となっていた。</p> <p>当課における委託業務は前述のとおり、特殊性が高いことに起因して随意契約によって契約を締結していることが多い。このような状況のなかで、市側として業務に関してどれだけの費用が必要となるかを示す予算の積算が実施されないと、契約金額が多額となってしまう可能性がある。また、予算を厳密に積算することで、業者の見積書の妥当性の検証に資することも可能であると考ええる。</p> <p>よって、予算に関して根拠資料を基礎として、積算の方法により算出する必要があると考える。</p>	<p>89</p>
<p>JR久宝寺駅前公衆トイレ機械化警備及びシャッター開閉業務委託契約(表中 20)につ</p>	<p>表中 20 の契約は平成 18 年度から継続して同業者と随意契約を締結している。平成 18 年度においては、選定した業者の辞退により急遽業者選定を実施する必要があったため、随意契約にする合理的理由があったと考えられるが、当該事業については特段に専門性のある業務ではないため、平成 20 年度において随意契約を締結する合理的理由はな</p>	<p>89</p>

いて(意見)	いと考えられる。	
八尾市廃棄物処理センター・リサイクルプラザ運営管理業務委託契約、旧八尾市廃棄物処理センター・廃棄物破碎工場運営管理業務委託契約(表中 9、10)について(意見)	<p>表中 9、10 の契約について、業務仕様書では業務予定表の提出が記載されているが、当該業務予定表の入手及び検証が形骸化している。業務予定表は本来、業務計画を市側が把握し管理するものであるが、業務予定表を入手し内容を検証する行為が実施されていなかった。</p> <p>今後、業務予定表を入手し内容を事前に検証するとともに、当該業務予定表に基づき業務が遅滞なく遂行されているか検証する必要がある。</p>	89
八尾市廃棄物処理センター試運転に伴う警備誘導業務委託契約、八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設運営管理業務委託契約(表中 15、17)について(意見)	<p>表中 15、17 の契約は見積書を基に契約しているため、当該見積書に記載された日数について業務を実施しているか確認する必要がある。この点、当該施設には市役所職員が勤務しているため予定日数を勤務していない場合はすぐに判明する体制であるとのことであるが、市側への報告形式を工夫するなどして、契約の根拠となる予定日数が消化されているか否かを客観的に残す必要があると考える。</p>	89
八尾市立衛生処理場運営管理業務(表中 26)について(意見)	<p>表中 26 の契約は金額の大きな委託契約であるため、毎月の支出に当たった実績確認は重要であると考え。衛生処理場の運営管理業務は専門性の高い業務であるため、市側で業者が実施する業務の詳細な実績を確認することまでは難しいと考えるが、一定レベルでの実績確認は必要であると考え。</p>	90
八尾市立衛生処理場一般廃棄物(汚泥)処理業務委託契約(表中 27)について(意見)	<p>表中 27 の契約は単価契約をしている。実績数量の確認については、市職員が立会い目視しているが、単価契約の場合において数量の実績確認は業者の架空請求等を防止する観点から重要であるので、客観的な検証資料を残しておくよう事務改善が図られなければならない。</p>	90

<p>八尾市廃棄物処理センター廃プラスチックライン異物シュート増設工事(表中 4)について(結果)</p>	<p>本件工事は特殊プラントの増設工事であり、本体プラント(廃棄物処理センター)の建設工事を指名競争入札で受注した業者と契約した方が有利であるとして随意契約により同業者に発注した。契約金額は競争入札の際の落札率 85.9%以下の水準で契約すべきところ、94.4%の水準で契約額を算定してしまった。追加工事等の場合における随意契約の契約額の算定については、慎重に行うべきである。</p>	<p>92</p>
<p>建築都市部住宅整備課</p>		
<p>契約別監査の結果</p>		
<p>市営西郡住宅に関するまちづくり活動支援業務委託契約(表中 10)について(意見)</p>	<p>当該契約により、当課はまちづくり活動支援のための報告書を入手している。しかし、課は報告書に対して具体的施策・改善事項等を外部に公表しておらず、内容は不透明のままである。今後、ホームページ等に活動支援業務結果を公表し対策事項を明らかにした上で達成度合いを評価する必要がある。</p>	<p>98</p>
<p>土木部下水道建設課・みどり課</p>		
<p>下水道建設課</p>		
<p>下水道建設課全般</p>		
<p>業務日誌の整備について(意見)</p>	<p>下水道建設課では、請負業者の工事施工管理以外に工事進捗状況や安全管理などについて工事監理業務として委託している。本業務で市監督員の代わりに現地に赴き、施工業者の施工体制・施工状況および工事の進捗管理を行い、日々市監督員と打合せを行っている。さらに市監督員は 2 週間に一度、施工中の安全管理について現場の安全パトロールを行う。</p> <p>工事監理業務の報告書類として工事日誌の提出を求め現場監理報告を受け請負業者の指導を行うなど、打合わせ記録簿等に対応している。これらの日誌と打合せ簿を市現場監督員として日々の業務日誌としている。一般に民間の建設業では、現場監督のほかに総括管理者が定期的に現場に赴き、統一的な様式の工事管理台帳を作成し、情報共有を図っている。市の発注工事に関しては、請負業者の責任施工で実施し管理している。しかし、指導監督する市の立場から、下水道建設課においては施工監理を工事監理業務として委託し、進捗管理を行っている。ただ、これでは、市監督員にとって、多岐に亘る業務内容を十分に把握し理解できているかが不明であり、ノウハウの蓄積と、具体的に業務をチェックできるよう業務日誌の整備をすべきである。</p>	<p>107</p>

<p>契約の変更に関し て(意見)</p>	<p>選定した地下埋設物調査業務の 9 件に関して、全て途中で金額の変更契約を締結していた。当該変更の主な理由は、地下埋設物管理者が所有している管理簿と、実際の埋設物との場所の違いに起因するものである。当該原因は実際に業務が開始し、試掘が開始された段階で判明する事項であるため、契約の変更が必要となることも理解できる。</p> <p>しかし、変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。</p> <p>今後は、可能な限り当初積算や予見可能性の精度を高める努力をする必要があると考える。</p>	<p>108</p>
<p>みどり課</p>		
<p>契約別監査の結果</p>		
<p>若林第 2 公園整備 工事(表中 1)につ いて(意見)</p>	<p>当該工事の工期は平成 21 年 1 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日であるが、3 月 19 日において、当初の請負契約額を、5,229 千円(16.9%)増額し契約変更している。これは、近隣の町内会の要請に基づき市として検討した結果、植樹の規格や数量を増やし、転落防止等の目的で手摺り付き柵に変更したものである。</p> <p>当初契約額に比して 20%以内の金額変更であり八尾市事務処理規程に基づき適正な承認手続を経ている。ただし、一般競争入札により請負業者が選定されていることに配慮すれば、当初からより詳細な設計につとめるべきである。</p>	<p>118</p>
<p>太田第 2 公園整備 に伴う追加工事 (表中 12)につい て(意見)</p>	<p>本工事は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)を根拠として随意契約を選択しているが、平成 19 年度における同公園の整備工事を一般競争入札で落札した業者との契約になっている。前回と同一の業者と契約を締結する理由として、同一の業者以外と契約締結すると、瑕疵担保責任の範囲が不明確になるということを挙げている。しかしながら、瑕疵担保責任は、契約に基づき追及されるものであり、本工事において瑕疵が存在する場合には、あくまで、前回工事契約とは独立した本工事契約に基づき責任が生じる性質のものである。</p> <p>瑕疵担保責任の範囲の適用については、慎重を期す必要がある。</p>	<p>118</p>

教育委員会学校教育部学務給食課		
契約別監査の結果		
調理場排気設備 清掃業務委託契 約(表中 11)につ いて (結果)	<p>契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記されているが、仕様書が作成されておらず業務内容及び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様書に基づき作成される見積書は各学校ごとに作成されているが、単価は全て同一であり、見積金額の妥当性について適切に判断することはできない。</p> <p>入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期に仕様書を作成することが必要である。</p>	129
就学援助システム 保守サービス業務 委託(表中 1)につ いて(意見)	<p>見積(積算)段階において項目ごとに細分化した見積りが取れておらず、積算方法があいまいである。積算段階において、単価の妥当性を検討し、作業ごとに細分化した見積りを取る必要がある。なお、平成 21 年度の当該業務に関しては、情報システム室の指導により項目ごとのに細分化した見積り入手し検証を行っている。</p>	129
学校園の害虫等 駆除業務委託契 約(表中 6)につ いて (意見)	<p>随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきである。</p>	130
学校給食用パン 及び米飯包装業 務委託契約(表中 14)について(意 見)	<p>当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行っていない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。</p> <p>しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討をはかられたい。</p>	130
給食用リフト保守 点検業務委託契 約(表中 15)につ いて(意見)	<p>月額単価の 12,600 円と 14,200 円の差はリフトの高さが 3 階用と 4 階用の差である。単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。</p> <p>単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書入手するなどして、</p>	130

	金額の妥当性の検証が必要であると考える。	
教育委員会生涯学習部生涯学習スポーツ課		
契約別監査の結果		
番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約、地区生涯学習推進事業委託契約、平成20年度八尾市民体育大会事務業務委託契約、平成20年度八尾市社会体育事務業務委託契約(表中1~5)について (意見)	<p>表中1及び2の契約に関して、予算の積算が実施されておらず、契約先から入手した見積書の金額を予算金額として計上しており、表中3の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなかった。</p> <p>また、表中4及び5の契約に関しては予算見積りが前年度ベースで行われており、個別の事業の積み上げとなっていないため、計上金額の妥当性の検証ができなかった。この2契約については事業実施の全額を補助しておらず(市民体育大会事務に関しては予算規模6,185,419円中委託金2,607,900円、社会体育事務事業に関しては9,942,935円中委託金2,550,000円)、参加者の負担額や審判に対する報酬を引き下げるなどの支出額の抑制により事業経費を賄っていることから事業規模及び委託金額は抑制されているものと考えられる。</p> <p>確かに、前年度ベースの金額と当課のシーリングの兼ね合いで委託金額を決定する方法でも市全体の予算抑制の観点からは有効かもしれない。しかし、公費支出の妥当性を検証する観点からは、当該事業にかかる市による積算を行い、委託金額の算出根拠明確化を図ることが望ましい。</p>	135
番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約(表中1,2)について (意見)	<p>八尾市財務規則第116条第2項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。</p> <p>しかし、表中1の契約に関しては、八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、同事業者としか契約し得ないとの理由により、表中2の契約に関しては、生涯学習施設管理システム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度も高く、常に安定したサービス提供が求められており、当システムメーカーで当該設備を熟知している業者と契約することが効率性、経済性の観点から望ましいとの理由により随意契約を締結している。</p> <p>このような特殊性から、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することが困難であるとして、その入手が行われていなかった。しかし、例え同一費用に対応した見積書を入手できなくても、類似する業務、仕様部品、工数など部分的な見積書を入手し、契約予定者の見積</p>	135

	書を精査に活用することが望ましい。	
生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約(表中2)について (意見)	表中2の業務の契約体系は、月額単価×12ヶ月で契約しているが、1ヶ月における保守点検業務の従事日程などの細かな規程は設けられておらず、業務の履行確認に関しては業務完了届を入手しているにすぎない。契約金額確定の基礎となる1ヶ月の業務量を把握しないのは、業務の委託者としての履行確認としては不十分であるといわざるを得ない。よって、業務の履行を確認する手段として、1ヶ月のうち何日間保守点検業務に従事したのかを確認する、又は、どのような保守点検項目に関して点検を実施したのかを確認するなど履行確認手続を工夫する必要がある。	136

第3章 総括

市の平成20年度決算における健全化判断比率は、実質公債費比率が6.8%、将来負担比率は82.6%といずれも早期健全化基準（それぞれ、25%、350%）を下回っており、この指標からみれば、財政状況はおおむね健全な状態にあるといえるが、平成21年度予算の歳入は、地方交付税で増収はあるものの、法人市民税や固定資産税の減収が見込まれており、「八尾市行財政改革アクションプログラム」を確実に推進し、財源を捻出せねばならない状況にある。

本年度は、このような財政状況を踏まえた上で歳出のかなりの部分を占める委託契約と工事請負契約を監査テーマに選定した。架空請求や水増し請求といった不正防止の観点からまだ多くの課題が残されており、契約検査課の統括機能の強化や随意契約チェックリストの作成、活用など体制整備を図っていく必要があると考える。

本年度の包括外部監査を以下に総括する。

i) 積算根拠の明示

業務委託等を実施する場合、予算の積算根拠を明らかにする意義は、①公共サービスの提供者として、適正な業務サービスの対価を示すことと、②財政を健全化すべく効率化・合理化によりコスト削減を実現する機会を模索することであろう。

しかしながら、各所管部署が作成するコスト積算資料は、単価と数量（時間・工数）と資料を作成するうえでの関係が不明確なものが多くみられた。積算の過程の示し方・留意点・チェック項目などをガイドラインとしてまとめるなどの改善が必要である。

随意契約については、不正防止の観点から作業等の履行確認の徹底が必要であるが、そのためには実績と照合すべき見積工数の資料の具備が必須である。本年度監査においては、予算の積算段階における工数見積り、作業等の履行確認に関し、不十分な事例が多くみられた。

確かにここ数年、厳しい財政状況から対前年比一定率削減の予算シーリングが行われたため、予算額がコスト積算額を大幅に下回るケースが増加し、コスト積算を緻密に行う動機が薄れつつあったことは理解できる。しかしながら、適正な業務対価を把握することは、公共サービスの提供者としての基礎的な業務である。積算書作成に当たってのガイドラインもなく、作成方法も所管課任せになっていた。

さらにコスト削減という観点からも、課題がある。

例えば、基幹業務システム最適化の取り組みとして、平成20年度において外部有識者

による CIO 補佐官を登用している。情報化コストの削減やいわゆる、ベンダー・ロック・インを未然に回避する上でも外部有識者の招聘は有効といえる。

しかし、定常業務について現状の積算価格根拠資料は、所管課ごとに様式が異なるうえ、単価や作業工数の明示がなく‘〇〇システム保守一式’というように総額が記載されているのみである場合が多い。

CIO 補佐官へ肝心の判断材料が提示されなければ、招聘の効果も大幅に減殺されかねない。専門家を含めた検討チームを設置し、契約額の妥当性を判断するために具体的に必要な情報は何か洗い出しを行い共通仕様を定める必要がある。

ii) 随意契約とするかの判断の厳格化

随意契約は、競争原理が働きにくく不正や不当に高い価格で契約が締結されるおそれがあるため、一般競争入札による選定が原則とされ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に該当する場合のみ、随意契約が認められる。

随意契約を採用した理由として、業務の特殊性・専門性があるとされているものの、業務内容から常識的に判断すると疑問に思わざるを得ないものや、なかには単に従来より随意契約を締結しているからとされているものが散見された。

例えば、情報システム端末の入力パンチャー業務は、明らかに代替業者がない業務とはいえ、代替可能であるがゆえにアウトソーシングされた業務である。しかしながら専門性が高いとして随意契約とされていた。定数削減で人員余力がないことは理解できる。しかし委託期間が長期にわたってしまったため、受託者が交代するとシステム運用に支障がでるといふ事情に過ぎないのではないかと推測される事例もみられた。

過年度の契約単価が再検討されることなく踏襲されている事例、過去の積算根拠すらも担当者の異動等により失われている事例、施設の利用率が低い水準であるにも関わらず、定額の委託料が継続されている事例もみられた。

これらの事例は、顕在化していないが、行政コスト削減の余地とみなせるのではないか。透明性を確保することにより、非効率を顕在化させる取り組みが肝要である。

iii) 重複の排除

全庁的な視点から業務の重複を排除する取り組みが十分に行われていない。

契約検査課は 200 万円以上の工事請負契約・工事請負関連委託業務・清掃業務及び警備業務に関する入札事務を担当し、それに満たないものは各所管課が随意契約の判断を含め契約事務を担当するような仕組みになっており、全庁的な統制機能は弱い。これでは、各部局で共通する業務が、個別発注されている可能性が高く、スケールメリット・契約事務手数の点で非効率である。本来、契約検査課は各所管課の契約の妥当性を検査し、契約情報も一元管理することによって部局横断的な業務発注を合理的に行う部署であるべきでは

ないか。

また、現行の制度下では、以下の業務については、条例に基づき長期継続契約の締結が可能となっている。情報機器の保守業務についても、「八尾市長期継続契約に関する取扱要領」の解釈により可能とのことであり、長期継続契約により契約事務手続の合理化が図れるはずである。

- ・ 清掃・警備業務
- ・ 施設の維持管理に係る保守点検業務
- ・ 業務用機器に関する賃貸借

入札制度改革と歳出の定率削減の結果、委託料・工事請負費は年々減少しここ数年は最低制限価格での落札が目立つようになっている。このような時期こそ長期継続契約の締結が検討されるべきではないか。

八尾市行財政改革プログラムにおける「税金を1円たりとも無駄にしない」、「最少の経費で最大の効果を挙げる」が掛け声に終わることのないよう、高い職業意識を保持して職務を遂行していただきたい。

以 上